

肝炎治療医療費助成事業 申請書類一覧表

区 分		申請書の 様式	添 付 書 類									感染症対策課 への進達	
			診 断 書	医 師 の 意 見 の 書	世帯全員の 続柄が記載 された3ヶ月 以内の 住民票謄本	世帯全員分の市町村 民税の課税年額を 証明する書類	医 療 保 険 の 資 格 情 報が確認で きる書類※ 5	世帯員調査書兼 同意書 (様式第17号)	現 在 の 受 給 者 証	同 意 書	振 込 先 口 が 確 認 で 書 類		領 収 書 等
新規申請 (インターフェロン治療・インターフェ ロンフリー治療・核酸アナログ製剤治 療)		様式第1号	○ 様式第3-1～ 3-7, 9号		○	※ 4	○ 対象患者分	○					○
新規申請 (インターフェロンフリー再治療)			○ 様式第3-8号	○ 様式第3-11号	○	○ ※ 4	○ 対象患者分	○					○
他 県 か ら の 転 入					○		○ 対象患者分		○				○
更新申請 (核酸アナログ製剤治療)		様式第2号	○ 様式第3-10号 ※ 1		○	※ 4	○ 対象患者分	○	○				○
変更申請	所得階層	様式第6-1号			○	※ 4		○	○				○
変更届	対象患者の住所・氏名	様式第6-2号			○ ※ 2				○				×
	加入医療保険 (記号・番号や保険種別)					○ 対象患者分		○				×	
	受診医療機関							○				×	
	郵 送 先							○				×	
再 交 付 申 請		様式第7号											×
終 了 報 告		様式第8号							○				×
治療費の請求 (患者による請求)		様式第10号					○		○	○ 別紙様式第3号	○ ※ 6	○ ※ 3	宇都宮市保健所 のみ ○
治療費の請求 (医療機関による請求)		様式第11号											感染症対策課受付
有効期間 延長申請	72週延長投与用	様式第12号		○ 別紙様式第1号					○				○
	3剤併用療法延長用	様式第13号		○ 別紙様式第2号					○				○
	副作用等延長用	様式第14号							○				○
市町村民税合算対象除外希望申請書		様式第15号 ※ 7			○	○	○ 世帯全員分		○				○
有効期間変更申請		様式第16号			○ ※ 8	○ ※ 9	○ 対象患者分 ※ 10	○	○				○

※1 核酸アナログ製剤治療に係る更新を希望する受給者については、直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料の提出をもって、肝炎核酸アナログ製剤治療の更新に係る診断書（様式第3－10号）の提出に代えることができる。なお、検査内容が分かる資料については、診断書（様式第3－4号又は様式第3－10号）又は検査内容が分かる資料が提出された認定以降2回目までの認定においては、提出を省略することができる（ただし、本県に転入して初回の核酸アナログ製剤治療に係る更新申請を希望する者については省略不可）。

【例】検査内容が分かる資料：医療機関で発行された検査結果報告書の写しや検診・人間ドックの報告書の写し（AST、ALT、血小板数、HBV-DNA定量のデータが分かるもの。）

【例】治療内容が分かる資料：薬局で発行される薬剤情報提供書の写しやお薬手帳の写し（エンテカビル・ラミブジン・アデホビル・テノホビルのいずれかの薬剤の処方を受けていることが分かるもの。）

※2 マイナンバーを利用して届出を行う場合、提出省略可能。県内の住所変更の場合、変更後の住所を確認できる書類の提出でも可。

※3 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書

※4 マイナンバーを利用して申請を行う場合、提出省略可能

※5 以下の書類のいずれか（ただし、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しており、マイナンバーを利用して申請を行う場合、提出省略可能。）

- 有効期間内の「健康保険証」の写し
- マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの等
- 「資格情報のお知らせ」の写し
- 「資格確認書」の写し

※6 マイナポータル等による公金受取口座登録が完了しており、マイナンバーを利用して請求を行う場合、提出省略可能

※7 マイナンバーを利用して申請を行う場合、様式第15号に代えて世帯員調査書兼同意書による申請も可。

※8 申請受付日が当初申請時に提出した住民票謄本の発行日から3ヶ月を経過していない場合、提出省略可能。

※9 マイナンバーを利用して申請を行う場合、提出省略可能。当初申請時に提出したものから異動がない場合、提出省略可能。

※10 マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しており、マイナンバーを利用して申請を行う場合、提出省略可能。当初申請時に提出したものから異動がない場合、提出省略可能。